

外国人技能実習制度の見直しに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十三年一月二十五日

岩城光英

参議院議長 西岡武夫 殿

外国人技能実習制度の見直しに関する質問主意書

外国人技能実習制度は、日本の国際貢献と国際協力を目的として、開発途上国などにおける経済発展・産業振興の担い手となる人材育成を行うために、我が国の進んだ技能・技術・知識の習得を支援する制度であり、同制度により、技能実習生は、習得した技能を帰国後、自身の職業生活の向上や産業・企業の発展、あるいは、品質管理、労働慣行、コスト意識など、事業活動の改善や生産性向上に役立てることが可能となつてている。

また、同制度は、実習機関にとつては、外国企業との関係強化、経営の国際化、社内の活性化などもたらしており、さらに、長期的には、我が国の国際協力・国際貢献にもつながるものと考えられる。

かねてから、低賃金、長時間労働、バスポートの取上げ、強制貯金、賃金不払など、同制度に対する問題点も指摘されている一方で、地方の企業には、制度をよく理解し、正しく運用することにより、技能実習生の技能・技術・知識の習得に寄与し、同時に実習機関としての貢献をしているところも少なくない。このような同制度の目的や実情を考えれば、実態の把握とその改善が常に行われるとともに、柔軟な運用が図られるべきであると考えられる。

従つて、以下の質問をする。

一 現在、技能実習生の受入れ人数枠は、実習実施機関の常勤職員総数により、三人から常勤職員総数の二十分の一までに区分されているが、地方の小規模企業の多くは、この区分ではおおむね五十人以下に該当し、三人までしか受け入れることができない。この受入れ人数の区分を、さらに柔軟に、従業員三人以上九人までは三人、十人から二十九人までは六人、三十人から五十人までは九人とすることが、技能実習制度の更なる普及につながると考えられるが、政府としての見解を示されたい。

二 現在、経験者の再技能実習のための制度はないが、技能実習生の再技能実習制度を導入することは、技能実習制度の目的に沿うと考えられる。政府としての見解を示されたい。

右質問する。